

○芝山町カーブミラーの設置等に関する要綱

平成28年4月13日

告示第46号

改正 令和2年3月13日告示第27号

(趣旨)

第1条 この要綱は、芝山町交通安全条例(平成13年芝山町条例第3号)に規定する芝山町における交通安全の確保に努めるため、町が管理するカーブミラーの設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「カーブミラー」とは、道路の曲線部の視距又は交差点における見通し距離が不足している場所等で、他の車両、歩行者、障害物等を確認し、もって安全を補うための鏡をいう。

(設置箇所)

第3条 カーブミラーの設置箇所は、道路交通上必要であり、かつ、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 芝山町が管理する道路の屈曲箇所であること。
- (2) 芝山町が管理する道路と公道(芝山町が管理する道路を除く。以下次号において同じ。)とが交差する箇所であること。
- (3) 芝山町が管理する道路と、両端が公道に接しており、通過車両があるなど一般の用に供している私道とが交差する箇所であること。
- (4) その他特別な理由により、町長が設置を必要と判断する箇所であること。

2 前項の基準に適合する場合であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、原則としてカーブミラーを設置しないものとする。

- (1) 信号機が設置されている交差点
- (2) 歩道又は隅切りが設置されている交差点
- (3) カーブミラーを設置しても安全を補うために必要な視距と十分な視界が確保できない箇所

(4) カーブミラーを設置することにより車両等の通行に支障が生じるおそれがある箇所

(5) 町長がカーブミラーを設置する必要がないと判断した箇所
(設置位置)

第4条 カーブミラーは、原則道路用地内に設置し、又は道路占有物に添架するものとする。ただし、当該箇所にカーブミラーを設置することが、地形の状況その他やむを得ない理由により困難である場合は、土地所有者の承諾を得た上で私有地に設置するものとする。

(設置の申請)

第5条 カーブミラーの設置を希望する芝山町行政区設置規則(令和2年芝山町規則第7号)別表に定める地区の代表者は、芝山町カーブミラー設置等申請書(別記第1号様式)を町長に提出することによりカーブミラーの設置を申請するものとする。

(決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、これを審査し、現地調査を行い、その結果に基づいて設置の可否を決定し、芝山町カーブミラー設置等可否決定通知書(別記第2号様式)により当該申請をした者に通知するものとする。

(管理)

第7条 町が設置するカーブミラーの管理者については、町とする。

(移設、撤去及び鏡面交換)

第8条 第5条及び第6条の規定は、現に町が管理するカーブミラーの移設、撤去及び鏡面交換をする場合について準用する。

(経費負担)

第9条 カーブミラーの設置、移設、撤去及び鏡面交換に要する経費は、町が負担するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(令和2年告示第27号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。